

鳥取県告示第121号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成25年3月10日から施行する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道河原イ ンター線</td> <td><u>全線</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) 略</p>	路 線 名	区 間	略		県道河原イ ンター線	<u>全線</u>	略		<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道河原イ ンター線</td> <td><u>八頭郡八頭町船岡字狐塚下分 1861地先から同町と鳥取市との 境界まで</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) 略</p>	路 線 名	区 間	略		県道河原イ ンター線	<u>八頭郡八頭町船岡字狐塚下分 1861地先から同町と鳥取市との 境界まで</u>	略	
路 線 名	区 間																
略																	
県道河原イ ンター線	<u>全線</u>																
略																	
路 線 名	区 間																
略																	
県道河原イ ンター線	<u>八頭郡八頭町船岡字狐塚下分 1861地先から同町と鳥取市との 境界まで</u>																
略																	